建設工事等成績評定要領長崎県委託業務等成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、長崎県が発注する委託業務等(建築工事及び補償調査にかかる 委託業務を除く)の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、 厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者 の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

- 第2 この要領において評定の対象となる委託業務等(以下「委託業務等」という。) は、以下の共通仕様書に定める、設計及び計画業務(当該設計及び計画業務に 関連して一体的に実施する調査業務を含む。)、測量業務、地質・土質調査業務、 及び別に定める基準に従い定められる単純調査業務(以下「単純調査業務」と いう。)とする。
 - ·農業農村整備事業士質 · 地質調査業務共通仕様書
 - 農業農村整備事業測量業務共通仕様書
 - 農業農村整備事業設計業務共通仕様書
 - ・長崎県治山・地すべり防止事業調査測量設計業務共通仕様書
 - ・長崎県森林土木事業調査・測量・設計業務共通仕様書
 - ・土木設計(測量、調査)業務等共通仕様書「設計業務等共通仕様書」 「測量業務共通仕様書」「地質調査業務等共通仕様書」(以下「設計業務等 共通仕様書という。」)
 - 2 評定は、原則として1件の契約金額が500万円以上の委託業務等について行 うものとする。ただし、別紙に定める業務については評定を省略することがで きる。

(評定者)

第3 委託業務等の評定者(以下「評定者」という。)は、設計業務等共通仕様書 に掲げる検査職員、主任監督員及び監督員とする。

(評定の方法)

- 第4 評定は、委託業務等ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
 - 2 評定の結果は、別記様式第1の委託業務等成績評定表(以下「評定表」という。) に記録するものとする。

(評定の時期)

第5 評定の時期は、検査職員にあっては、委託業務等契約書第31条第1項に規 定する完了検査を実施したとき、主任監督員及び監督員にあっては、当該委託 業務が完了したとき、それぞれ評定するものとする。

(評定表の提出等)

第6 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定表を契約担任者に提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第7 契約担任者は、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく、当該委 託業務等の受注者に対して、評定の結果を、別記様式第2及び別表により通知 するものとする。

(評定の修正)

- 第8 発注者は、第7の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。
 - 2 発注者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を別記様式第2 -2及び別表により当該委託業務等の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

- 第9 第7又は第8の2項による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 14日(「休日」を含む。)以内に書面により、発注者に対して評定点の内容につ いて説明を求めることができる。
 - 2 前項の書面の提出先は、担当課長とする。
 - 3 契約担任者は、評定点の通知を受けた受注者から評定点についての説明を求められた場合、速やかに別記様式第3により回答するものとする。

(附 則)

この要領は、令和3年10月1日以降に完了を確認する委託業務の成績評定から適用する。

この要領は、令和5年4月1日以降に完了を確認する委託業務の成績評定から適用する。(一部改定)

[別紙]

成績評定の対象としない業務及び長崎県委託業務成績評定要領第2条第2項に規定した成績評定を省略することができる業務については以下の通りとする。ただし、発注者が成績評定を行うことが妥当と判断した場合を除く。

- (1) 第2条第1項に規定した共通仕様書に基づかない業務
- (2) 建築(営繕)、用地補償等、別途成績評定要領を定めている業務
- (3) 建設工事に関連しない業務委託、事務委託
- (4) 官公庁、公益法人等に委託する競争入札に付されない業務
- (5) 発注者が行う監督業務の補助、支援に当たる業務
- (6) その他発注者が認めた業務

【事例】

- 工事監督支援業務 (現場支援、監督補助等)
- ・積算技術業務(起工、変更、精算時の設計書、図面、数量計算書等の作成及び積算等)
- ・施設の管理支援(ダム等の機器監視、データ整理、巡視、操作補助等)
- ・機器の点検、修繕、交換、設置等の業務
- ・道路監視、パトロール業務
- ·除草、清掃業務
- 埋蔵文化財発掘調査業務委託
- ・定期的に行う解析、考察等を伴わない点検、観測、調査等で、建設工事に係る設計等 に直接関連しない業務